

第三十二回 参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和三十四年二月十日(火曜日)午前十一時四十七分開会

委員の異動

二月六日委員増見俊二君及び仲原善一君辞任につき、その補欠として柴野和喜夫君及び井上知治君を議長において指名した。

二月九日委員大谷豊潤君及び井上知治君辞任につき、その補欠として堀末治君及び仲原善一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 秋山俊一郎君
理事 雨森 常夫君
堀本 宜實君
東 隆君
清澤 俊英君
北 勝太郎君

委員

田中 茂穂君
仲原 善一君
小笠原三男君
河合 義一君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 熊八君

政府委員

農林政務次官 高橋 衛君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

水産庁漁政部長 武田 誠三君

本日の会議に付した案件

○農林水産政策に関する調査の件
(漁業制度調査会に関する件)

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

漁業制度調査会の件を議題にいたします。

過ぐる第二十八回通常国会において漁業制度調査会設置法が成立したのでございますが、本日は、その後におけるこの調査会の運営状況及び今後の見通し等について、水産庁当局的御説明を求めるといたします。

ただいま出席の農林省当局は、高橋農林政務次官、武田水産庁漁政部長の二人でございます。

○政府委員(高橋衛君) 漁業制度調査会その後の経過について御説明を申し上げます。

漁業制度調査会は、第二十八国会において成立をみました漁業制度調査会設置法に基づきまして、昨年六月に発足をいたしました。調査会は、七月農林大臣から、現行の漁業に関する基本的制度を改善するための方策いかんという諮問を受け、その後今日まで引き続き審議を続けて参っておりますわけであり

ますが、その間、まず総会を三回開催いたしました。漁業をめぐる客観情勢につき一般討議を行い、第三回の総会において、沿岸漁業の諸問題をおもな

議題とする部会及び遠洋沖合漁業の諸問題を担当する部会の二つを設け、その後、それぞれの問題につき、各部会において一般討議を行なうてきております。沿岸漁業を担当する部会は、現在までに四回開催をいたしました。漁業権制度、水産協同組合制度等につき討議を重ねて参っておりますが、まだ一般論としての論議過程でありまして、し、なお、一般討議を必要とするところの漁業調整制度、漁業許可制度、知事許可、河川、湖沼、内水面における漁業制度等の問題がありますので、これらの問題等につき、今後なお一、二回の一般討議が予定されております。

遠洋沖合漁業問題の部会は、現在まで三回開催いたしました。主要漁業の現状から漁業の許可制度、遠洋沖合漁業の経営の安定につき、沿岸漁業と沖合漁業との調整等の問題につき、一般討議を重ねて参りました。遠洋沖合漁業については、国際関係に影響される面が多々ございますので、その面からの検討も要請されておる次第でございます。

以上のように、調査会は目下のとおり、漁業についての諸問題について一般討議中でありまして、一通り一般討議が終了するのを待ちまして討議事項を整理し、あわせて、問題をしばつて所期の目的に沿いたい所存であります。

なお、討議の主要論議の経過につきましましては、漁政部長から説明を申し上げます。

○説明員(武田誠三君) ただいま政務

次官から制度調査会の今日までの経過の概要につきまして御説明を申し上げます。このたびは、制度調査会におきましての論議の内容等につきまして、おもな見解並びに議論をされております事項につきまして、やや詳しく御説明を申し上げます。

漁業制度調査会が開かれまして、最初の二回は、現在の日本漁業につきましましての一般的な何と申しますか、漁業を取り巻いておられます情勢等につきましましての各委員の御見解並びにこれらについて、今後どういふふうに制度調査会を運営していくかということにつきましましての御議論があったわけでございます。

まず最初に、現在の日本漁業につきましましての認識の問題と申しますか、という点でございますが、この点につきましましては、従来から御承知のように沖合から遠洋へ、沿岸から沖合へというような新漁業への進出というのを一つの方向といたしまして、船の大型化あるいは設備の改善というよう

なことに伴いまして、どうして大型の船が作られ、沖合漁業は遠洋への進出を試み、また、沿岸の小型漁船も、この動力化あるいは大型化というよう

な方向で、沖合漁業への進出が試みられ、それぞれの段階において大きく発展を遂げたわけでございますが、御承知のごとく、国際漁業関係その他、地域漁業への進出等につきましましての、地域漁業への進出等につきましましての、頭打ちの状態と申しますか、各種の制約を受けるようになってきてお

る。従いまして、現在の日本の水産業

のあり方としては、そういった過去におきましての遠洋へ進出していくという方向については、一つの転機を画してきているのではないかと、一つの問題点として取り上げられたわけでございます。この点につきましましては、おおむね各委員とも同じような御見解でございます。今後日本の漁業を振興し、進展させていくということのために、どうしてもそれぞれの漁業におきまして経営の安定という方向への施策の転換がぜひとも必要であらう、そこへ重点を置いていくというこ

との方向ではないかという御議論が強くあつたわけでございます。それからなおまた、そういった漁業経営の安定という方向への問題とから

わけてございまして、従来は食糧増産という線に沿つての増産至上主義と申しますか、そういった方面からの施策がとられて参つたわけでございますが、最近の動物蛋白の消費の状況その他から見て参りますと、日本の消費者の食生活の動向が、漸次肉類

あるいは卵、牛乳といったような酪農関係の消費が御承知のように非常に伸びてきております。で、水産関係の動物蛋白の摂取といたしましては、やや頭打ちと申しますか、その消費の伸びはやや停滞的な傾向を示してきてお

るわけでございます。そういった面から、水産政策としては、一つの従来の方向をややこの際再検討して見る必要があるであらうという御意見が、基本的な問題としていろいろお話

があったわけでございます。こういうようなことから、現在の遠洋漁業、沖合漁業あるいはまた沿岸漁業それぞれにつきまして、その経営安定をいかに保つていくかということを中心の中心的な考え方として、今後のこまかい問題について、それぞれ議論を進めていこうということでございます。そこで、第二回の調査会のおとで、それぞれ部会を設けるということにいたしまして、一つの方の部会では、沿岸漁業と漁業協同組合を中心といたしまして水産業協同組合の問題を中心として取り扱う部会と、それからもう一つの部会では、遠洋漁業と沖合漁業の関係を中心として議論する部会というように、二つの部会に分けたわけでございます。本調査会の会長は御承知のように井出委員でございますが、沿岸並びに漁業協同組合関係をおもな議題といたしまして部会の部長は、片柳委員にお願いをいたしました。それから遠洋漁業につきましても部会長は、飯山委員が担当されるということに相なったわけでございます。

それぞれの部会で今日まで議論をいたして参っております事項は、お手元に「漁業制度調査会における一般討論課題」という刷りものがお配りしてございますが、ここにございますAといたしまして「今までに一般討論された課題」Iの「漁業の発展の方向について」、中が「漁業の発展の方向について」「沿岸漁業の振興について」「沖合遠洋漁業について」、こうござい

ますが、大体このIに掲げてございまして、第二回の総会におきまして、各委員から一般的な御見解の発表があったわけ

でございます。その中の各委員のおおむね一致しております御見解は、私がお先ほど申し上げたようなことでござい

ます。そのほか、こまかい各委員の御見解が展開されたわけでございまして、それらにつきましましては、その後のII以下の問題にからみまして御説明を申し上げたいと思ひます。

沿岸関係の部会におきましては、このIIにございまして漁業権制度、それから水産業協同組合制度、それから漁業権と漁業協同組合との関係と、大体この三つの問題が今日まで議論をいたされました。

それから遠洋沖合関係の部会におきましては、Vにございまして「沖合遠洋漁業について」と書いてございまして、うな内容のことが話題として議論をされたわけでございまして、

そこで、沿岸関係の部会におきまして問題となりました事項並びにおもな議論を申し上げたいと存じますが、沿岸漁業関係につきましましては、沿岸振興をいかにするかということの一つの目標にいたしまして、これらの各制度、問題に議論が展開されて参ったわけでございまして、

そこで、沿岸漁業の振興につきましましては、当然にいわゆる沿岸漁業層、従いまして、おおむね三ト

ンから五トくらい動力船を持った漁家層というものが中心になるわけでございまして、これらの沿岸漁家についての保護、振興ということはどういう形で今後持っていくかということが一つの議論の対象になったわけでござい

ます。で、その場合に一つの大きな問題は、現在の漁業権制度におきまして、御承知のように現行の漁業法にお

きましては、旧漁業法の専用漁業権の

制度の廃止をいたしまして、御承知の

ような共同漁業権というような形に

いたし、いわゆる根つき、磯つきの魚につ

きましては、これを許可漁業の対象に

して参ったわけでございまして、そこ

で、そういった前提が一つあるわけ

でございますが、現在の沿岸漁家の

保護、振興をはかつて参りますために

は、沿岸漁家のまあと申しますか、操業

いたします漁場を確保するという

ような方式がとられる必要があるの

ではないかということが一つの問題点と

して提起をされておるのでございま

す。これは、そういった沿岸漁業とい

うものを旧来の専用漁業権の意味とい

といったような点からも、むしろ二つに分けず一つであることが望ましいという有力な御意見等が展開をされておるわけでございます。それで、漁業権と漁業協同組合との関係におきましてのおもな問題点は、今のようない点の一つの議論の点になっております。同時に、そのことが漁業権の免許に当りましての組合優先主義その他の問題にからんで議論が展開されていくというような形になっておるわけでございまして、それから同時に、漁業権と組合との問題にからむわけでござい

ますが、漁業権の管理主体として、たとえば共同漁業権の漁場の管理と申しますか、いわば漁礁その他の設置によります漁場の改良といったような問題、あるいは区画漁業権等の管理運営の問題等につきましては、現在の漁業協同組合の果しております役割等につきましても、いろいろと議論がなされておるわけでございまして、

大体漁業権並びに協同組合との関係は以上のようなことでございまして、その次に、水産業協同組合——まあ主として漁業協同組合でございまして——が——につきましては、基本的な問題といたしまして、協同組合の均質性と申しますか、等質性と申しますか、組合を構成しております組合員の方々の質の均一化ということがぜひ必要ではないかという御意見と、それから漁業組合が、漁業協同組合は一つの地域団体として、そういう等質性というようなことにあまりこだわらなければならない、特に漁業権の共有主体でもある組合そのものを考えていく場合には、むしろ等質性というところに重きを置き過ぎると、かえって組合の発展を妨げ

の結果となるのではないかと御意見とが二つあるわけでございまして、漁業協同組合の質的な問題として、そういう問題がございまして、それから組合の系統事業の強化の問題につきましては、これは経済事業を主体としていく事業強化の問題でございまして、こういう面でも一つの問題は、水産の、まあ何と申しますか、特殊なからいたしまして、優良な漁港を持つております組合は、そういう立地条件が非常によろしいということ

で、何と申しますか、自然に強い組合になっていく。同時に、水産物の特殊性から加工業関係、水産物の加工関係との関連を十分に持っていくかないと、やはり組合事業としての伸びが達成できないのではないかと。そこで、現在の水産業協同組合法におきましては、加工業者の組合も水産業協同組合法で設立し得るのでありますが、一つの系統組織の中にそういった加工業者の団体等も取り入れていくという必要があるのではないかと。そういう御意見も出しておるわけであります。単なる全国漁業協同組合連合会を頂点といたしまして、系統事業というこの強化のほかに、そういった外縁的な広がりと申しますものをさらに強くしていく必要があるのではないかと。そういうことも問題とされておるわけでございまして、

大体、沿岸漁業並びに協同組合関係につきましては、そういったような事柄が、もちろんそのほかいろいろございしておりますが、次に、遠洋漁業の問題でございまして、遠洋漁業の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、漁場的に、もちろんまだ新漁場

が全然ないというわけではございせんが、だんだん狭域化してきておる。同時に、遠洋漁場につきましても、処女地でありまして、非常にその漁獲率等もいわけでありまして、それが漸次低下おしてきておる。それから一方で船型あるいは装備というものはどんどん改善されていくというようなことで、見方によりましては過剰投資、操業力の過多というような面も現われてきておると思われるのであります。こういうことにかみまして、遠洋沖合関係の漁業については、現在の許可制度というようなものについて、さらに検討を加えていく必要がある。と同時に、いわば自主的な調整という

ようなことが今後考えられていく必要があるのではないかと。そういうようなことが一つの中心の問題点になっておるのであります。それから同時に、御承知の海洋法につきまして、昨年の春、国際会議が持たれたわけでございまして、今後、この海洋法で審議されました内容等にからんで、遠洋漁業というものをどう考えていくか、同時にまた、これは沿岸漁業問題にもつながる問題であろうと思ひますが、今後海洋法というものが議論されたという点を前提にいたしまして、遠洋沖合漁業というものをどう考えていくかということが一つの論点になっておるわけでございまして、そのういつたこととからんで、沖合遠洋漁業の安定という問題を取り上げておるわけでございまして、

それからなお、沖合漁業と沿岸漁業との間には、沿岸漁業の操業力が増して参るにつれて、どうしても相互の間の紛争というものが激化して

るという状況にならざるを得ないわけでありまして、これらの問題につきましましては、漁業調整の問題として、制度的に今後どういふふうなこれを解決していく手段を見出すかということが問題であるわけであります。これらの沖合と沿岸との関係につきましては、今後沿岸関係の部会と沖合関係の部会との間で相互の調整的な会合が持たれて、議論が進められて参ると思つております。

大体、ごく大ざっぱでございまして、以上のようなことを中心にして、こまかないろいろな各種の議論が展開されておるわけでございまして、

なお、今後一般討論を予想されます問題といたしましては、お手元にお配りいたしましたもののBに書いてございまして、問題でございまして、今申し上げた沖合と沿岸漁業との調整問題、あるいは沖合漁業相互の間におきます調整の問題、あるいはまた沿岸漁業内部におきます調整問題という問題があるわけでございまして、それらの紛争につきまして、現在は御承知のように、漁業調整委員会の制度というものを一つの支柱といたしまして、紛争調停に当つておるわけでございまして、これらの調整方式の問題、あるいはまた現在の漁業調整委員会の問題というものが、今後、これはまだ全然議論が展開されておりませんので、今後問題としていただきたいと思つておるのであります。

それからまた、現在の漁業許可が、沿岸漁業につきましては知事許可の制度に相なっておりますが、これにつきましても、各県間の何と申しますか、各県にモノロー主義的な動きが非常に

強くなつておるわけでございまして、これらの問題について、今後どういふふうな考へて参るかということが問題点でございまして、

それから河川、湖沼につきましての内水面漁業につきましては、これまた全然議論に上つておりませんので、これらについては、海の漁業と違ひます特質を一つ持つておるわけでございまして、河川漁業につきましては、一括してさらに御議論を願いたいというように考へておるわけでございまして、

従いまして、一般討論といたしましては、このBに掲げておりますような事項を、今後一、二回部会を開いて議論をしていただきまして、その上で問題点を整理をいたし、さらに、各御議論の内容に基礎を置きつつ、今後の問題を個別にこまかく掘り下げていただきたい、かように考へておる次第でございまして、

おわかりにくかつたかと思ひますが、概略の御説明を終ります。御説明に対して、質疑を願ひます。

○清澤俊英君 これは、特別調査会の御報告を聞いたのでありますが、結論として、これが大体まとまつた場合に、国会とはどういふ関係になりますか。

○説明員(武田誠三君) この調査会におきまして答申がございしますれば、それに基づいて、現在の漁業法なりなんなりというものについて改正をいたします必要のあります点については、法律改正の準備をいたしまして、それについて国会御審議を願ひたい、かように考へます。

○清澤俊英君 答申それ自身を、一応

相当大きな漁業をやっておる方の着業資金というふうなものが組合から出ていって、それが集つてしまつて、組合本来の事業資金が、借り入れが非常に困難を來たす、こういうふうな場合も相当見受けられるわけでありま

○説明員(武田誠三君) たいだいまの御質問の半農半漁地帯におきます組合でどういふふうにかゝるかという問題でございませうが、先ほど申し上げましたように、漁業組合につきましては、原則的に漁業権の管理主体という面を一つ持つておるわけでありませう。そういふことから、現在の農業協同組合と一

するといふ行き方、この程度のところまでは、制度上の問題があるなら、改正してでもやつて、その零細なそして自立で得ないような協同組合をここにでかしておかなければその金融の對象にもならぬし、何の對象にもならぬという制約を取つておるのはいふたではないかという感じが持つので、その程度のことではどういふことなのか、そういうことをもう一度伺ひたい。これはさつき議論があつた通り、一つの漁業協同組合の中で一本釣りの漁業者と、いわゆる漁業者といわれる独航船やなんかを出すようなそういうものと一緒の組合員であつてほとんどの幹部は船持ちといわれるような人が幹部になつておる、金融面の方も独占して零細漁業者には流れない、こ

ろうと論で質問したわけですが、どうですか。
○説明員(武田誠三君) お話のような現在の協同組合の末端におきます活動状況というものをからいたしますと、お話のごとく、何と申しますか、うまくいってないという面があると思つております。で、これらの点につきましては、むしろ経済事業団体として農協の方が強いと申しますか、十分な活動をしておりますような場合には、漁業それ自身としての団体としての経済活動が、漁業組合にそういうような場合には、漁業組合にそういう仕事を課すといふことはむしろ無理であらうと思ひます。で、そういう意味合いから農協関係でその面での村全体をながめての共同の経済活動といふことを私どもとしても期待をいたしたい。同時に、漁業が主である場合、漁業組合で農協関係の方の面での何らかの援助ができれば、そういうふうな考え方も取り入れていっていかうべきだといふふうに考えますが、大筋として、必ず

ういつた部面については、ことさら必要になつてくるのではないかとこのうに思ひますが、現在制度的にこのうにふうには実はちよつと割り切れない問題があるように思つております。
○千田正君 今、小笠原委員からもお尋ねがありました、たとえば零細漁業と称するこの面をどういふふうにして一応のレベルまで引き上げてゆくかといふことは、私は今の漁業制度の改正に当つては、一つの根本的な施策でなければならぬと思ふんです。従来

○小笠原三男君 ちよつと関連して今の漁業協同組合で、いわゆる漁業者といわれるような方と零細漁業者の方とごつちやになつて一つの組合を運営しておる点にいろいろ問題点のあるのと同様に、いわゆる漁村といわれる地方では、一方を等を中心とする畑作と一本釣りとというような形の半農半漁、こ

漁業権管理組合として現在運営をされておるといふようなのが主たる形のようには実は考えております。もちろん、そういう一つの組合といふものを農協との関係においてどう考えていくかということは、これは大きな問題でございませう。で、あるいは漁業制度調査会以上のところで取り上げざるを得ない問題かと思ひますが、現在の段階におきましては、農協と組織的にどういふふうにかゝるかといふところまでは実は議論も出ておりませうし、考えても

ういつた部面については、ことさら必要になつてくるのではないかとこのうに思ひますが、現在制度的にこのうにふうには実はちよつと割り切れない問題があるように思つております。
○千田正君 今、小笠原委員からもお尋ねがありました、たとえば零細漁業と称するこの面をどういふふうにして一応のレベルまで引き上げてゆくかといふことは、私は今の漁業制度の改正に当つては、一つの根本的な施策でなければならぬと思ふんです。従来

ういつた部面については、ことさら必要になつてくるのではないかとこのうに思ひますが、現在制度的にこのうにふうには実はちよつと割り切れない問題があるように思つております。
○千田正君 今、小笠原委員からもお尋ねがありました、たとえば零細漁業と称するこの面をどういふふうにして一応のレベルまで引き上げてゆくかといふことは、私は今の漁業制度の改正に当つては、一つの根本的な施策でなければならぬと思ふんです。従来

ういつた部面については、ことさら必要になつてくるのではないかとこのうに思ひますが、現在制度的にこのうにふうには実はちよつと割り切れない問題があるように思つております。
○千田正君 今、小笠原委員からもお尋ねがありました、たとえば零細漁業と称するこの面をどういふふうにして一応のレベルまで引き上げてゆくかといふことは、私は今の漁業制度の改正に当つては、一つの根本的な施策でなければならぬと思ふんです。従来

○小笠原三男君 ちよつと関連して今の漁業協同組合で、いわゆる漁業者といわれるような方と零細漁業者の方とごつちやになつて一つの組合を運営しておる点にいろいろ問題点のあるのと同様に、いわゆる漁村といわれる地方では、一方を等を中心とする畑作と一本釣りとというような形の半農半漁、こ

漁業権管理組合として現在運営をされておるといふようなのが主たる形のようには実は考えております。もちろん、そういう一つの組合といふものを農協との関係においてどう考えていくかということは、これは大きな問題でございませう。で、あるいは漁業制度調査会以上のところで取り上げざるを得ない問題かと思ひますが、現在の段階におきましては、農協と組織的にどういふふうにかゝるかといふところまでは実は議論も出ておりませうし、考えても

ういつた部面については、ことさら必要になつてくるのではないかとこのうに思ひますが、現在制度的にこのうにふうには実はちよつと割り切れない問題があるように思つております。
○千田正君 今、小笠原委員からもお尋ねがありました、たとえば零細漁業と称するこの面をどういふふうにして一応のレベルまで引き上げてゆくかといふことは、私は今の漁業制度の改正に当つては、一つの根本的な施策でなければならぬと思ふんです。従来

ういつた部面については、ことさら必要になつてくるのではないかとこのうに思ひますが、現在制度的にこのうにふうには実はちよつと割り切れない問題があるように思つております。
○千田正君 今、小笠原委員からもお尋ねがありました、たとえば零細漁業と称するこの面をどういふふうにして一応のレベルまで引き上げてゆくかといふことは、私は今の漁業制度の改正に当つては、一つの根本的な施策でなければならぬと思ふんです。従来

ういつた部面については、ことさら必要になつてくるのではないかとこのうに思ひますが、現在制度的にこのうにふうには実はちよつと割り切れない問題があるように思つております。
○千田正君 今、小笠原委員からもお尋ねがありました、たとえば零細漁業と称するこの面をどういふふうにして一応のレベルまで引き上げてゆくかといふことは、私は今の漁業制度の改正に当つては、一つの根本的な施策でなければならぬと思ふんです。従来

おる、こういう問題についても、根本的にこの際メスを入れて考えていかなくちゃならないんじゃないかと思う。ことに最近に至っては、国際漁場の面は、海洋問題を含んでいろいろの面において日本の水産業というものは海外からまさに締め出しを食いつつある、こういう現状においては、国内の政治家は相当大幅に考えなければならぬ、こういう問題について重点的に考えておられるんですか、どうなんですか。

○説明員(武田誠三君) 今のお話の問題は、業種別組合といったような問題についてどう考えるかという問題にも通ずると思うのでありますが、私もいたしまして、現行法の建前から参りますと、農林大臣の認可の権限は法的に適正でありまして、実は当然認可をせざるを得ないというような形になっておるわけでありまして、従いまして、たとえば北洋の独航船の組合等につきましても、これを認めてゆくことがいかどうかという点については、行政上いろいろ問題があり得るわけでありまして、形式的にはやむを得ず認可せざるを得ないような形になっておるわけでありまして、これは一つの協同組合というものの本質といえますか、考え方をどういふところに基盤を置いて考えていくかという問題ともからんで参ると思いますが、できるだけ個々の漁業者が共同の力でそれぞれの事業を伸ばしていくという方向での固結並びに事業活動というものを私どもとしては期待をいたしたいというように考えておるわけでありまして、従いまして、今度の制度問題につきましても、そういった点についても、十分

に議論を尽していただいてよりき制度にいたしたいというように実は考えておるわけでありまして。

○千田正君 もう一点、漁業制度にこれは付随しまして、表裏ともに持つていかなければならない問題として、漁業協同組合の問題並びに漁船保険及び漁業共済等に対する裏づけの問題、そういう問題は、現在としては多少表には出てきておりますけれども、農業協同組合のような相当強い線で打ち出されておらない。それにはなぜか、欠点がどこにあるかというところ、さつきから各委員がお尋ねしているように、私も尋ねておるうちに、施策の対象としての組合なりなんなりが種々雑多であつて、そして対象になるべき一つのものが、受け入れ態勢が十分にできていない。そういうところに漁船保険にしまして、漁業共済の問題にしまして、もっとも進んでない。こういう問題は今後の漁業制度の問題を討議する上において当然起さなければならぬ問題と思ひますが、ただいままで承つた面においては、そういう問題が出ておらないようですが、どうなんですか。

○説明員(武田誠三君) 魚価安定の問題と申しますか、さらに広く流通改善の問題として考えていいと思うのであります。流通改善の問題につきましても、それ自身といたしまして別途に市場調査会等の関係もございまして、現在の流通機構の問題としては、そういった面を取り上げて参りたいと思つておるのであります。漁業制度をそれ自身としても、当然魚価問題を含みま

す流通問題は大事な問題であると考えております。これにつきましても、協同組合の問題を今後掘り下げて参ります場合に、並びに沖合遠洋漁業等についての経営安定という点も考え参ります場合に当然出て参ります問題と思ひます。魚価安定の問題につきましても、私どもとしては、一つの問題は流通機構の問題、それから同時に、系統組織と申しますか、系統組織におきまます集荷、販売という面の強化の問題が一つあると思ひます。それから同時に、今度は取つてくる方の側、漁船の側におきまます一つの何と申しますか、自主調整的な動きと申します

か、同時にまた、私どもの方での漁業許可の運用をどういふふうに考えていくかという問題が一方でどうしてもからむと思ひます。現在、特に昨年非常に大暴落をいたしましたサンマ漁業等につきましても、一方では魚価をどういふふうに浜上げになつたものについて安定をさせていくかという問題と同時に、御承知のように処理能力をオーバーして、一つの漁港に水揚げされるといふようなことが、同時に魚価の値くずれを来しておる原因にもなつておるわけでありまして、両方の面を今後どういふふうに調和を保つて持つていくかということが一つの問題であると思ひます。そういうような意味合いからの御議論も調査会においても今後取り上げられて参るといふふうに考えておりますが、私どもとしては、とりあえず一つの施策として、来年度の予算におきましては、サンマとイカの価格を流通調整と申しますか、価格安定とまでは大上段には踏み切れないかもしませんが、流通調整的な措置を講じたいということでは、御審議を願ひます。

いとすることについていたしておるのであります。今後の漁業者の経営安定という問題には、当然そういった問題も一つの大きな問題として取り上げざるを得ないというように考えております。

○小笠原二三男君 先ほどは漁村という問題から御検討を願ひたいという向きのことを言つたのですが、こういう制度の問題を根本的に考えるのに、こういう討議が前提としてあるのかないのかということでお伺ひしたい。それは農村において米作水田地帯等は、協同組合の手引きもあつて相当な経済的な行為ができるような基盤を持つていて、そういう所から農村の民主化というところも当然進んでおるのです。ところが、山村畑作地帯といわれるところはまだ断層がある。まして漁村、漁村といつても漁村のな村ばかり言うのじゃない、たとえば八戸とか、宮古とか、釜石といふようなりっぱな漁港を持ち、都市的な形態の所でも、一本釣りの漁業者、いわゆる船乗りの方の関係を集約的に見れば漁村的なものですよ、生活状態は。そういう意味でいへば、一本釣りに行くにしても、あるいは一本釣りに従事している漁業労働者、こういう一家を形成している者がどういふふうにして生きていくのか、そういう現実をよく御研究になつておるのかどうか。今、大体一本釣りに行くにしても、無動力ではとても遠くまで行けない、資金的にも困る、こういう向きの無理して、おやじさんがやつておることをすれば、息子も何人かそういうことをやるかといふとやれない。頭のいい者は大体機関士なりなんの免状

をとる勉強をして、そして大型の漁船の方に移つていく、そういうこともできないければ、単に漁務者として漁船に雇われて出稼ぎに出る、うちに残つてゐる女子供は磯ものを取る、あるいはコンブでもワカメでも、そういうものの漁業権のあるのは、年間何回か、困つたときに取つて暮す、畑地の幾分ある者は、女連中が麦作なりバレイショ栽培をやるといふ状態で漁村それ自体において漁業に従事して全家族が食つていけるという状態になつてゐる所はほとんど少ないのじゃないかと思ひます。それでそのことがいかに沿岸漁村における民主化を妨げ、封建的なそのまゝの状態にあつて、国家全体からみれば、どんなにそれが断層になつておるかということとはつきりしてゐると思ひます。そういうものを全体として国民の生活水準なら生活水準、経済水準なら経済水準といふものの上に引き上げていくのにどうしたらいいか、そのためには漁業制度をどうしたらいいか、こういう前提で検討をされておることがあるのかないのか、こういうことを伺ひたい。それは一般の南方の漁業なりでカツオ、マグロをやる、あるいは北方へ行つてサケ、マスを作る、こういう漁業が発展すれば、従つてそれに従事する漁業者、こういうものの生活も引き上げるのだ、そういう間接的なことを言うにしても、さっきのイカの語ではないけれども、結局沖取りをしたほんとうに額に汗して働いた人たちの利益の部分というものは、かえつて東京におつて築地における問屋、仲買、小売、こういうものの利益に奉仕する。漁務者も利益を取られる。あるいは漁業経営者

も収奪される。そういう流通の点にむろん大きな問題があります。これも何とか十分な施策として考えなければならぬが、まずもって漁業家と漁務者、零細漁民、こういう立場を対比して考えるならば、漁村の民主化という立場からいっても、まず零細漁民に対してどういう施策をやっていくか、制度的にあるいは組合の問題としてはどういう方向で経済水準を上げていくために役立つような制度を作るか、こういう検討を資料をもって、日本の人口のうちの漁民の置かれた地位、あるいは漁民の生計、こういうものを十分に調査され、把握されて御検討になっておられるのかどうか、こういう点を伺いたい。

○説明員(武田誠三君) 現在の沿岸漁家の専業、兼業別に第一次センサス、第二次センサス等を通じて見て参りますと、専業の沿岸漁家は年々減っているという状態であり、第一種兼業漁家はおおむね横ばい、ないし、専業漁家がそのらの方に転落していくと申しますか、あるいは兼業をするというような形で横ばい、ないし、やや増加、それから第二種兼業も同様に増加の傾向を見せております。一つの動向といたしまして、沿岸漁家におきましては、まあごく無動力船程度のいわゆるほんとうの零細な沿岸漁業者といわれますが、その部面におきましては、青壮年階層と申しますか、労働力の高い連中は沖合遠洋漁業の漁夫あるいは土木事業その他に転出していく。高齢層ないし婦女子関係の労働が一本釣りのないし沿岸の採草、採貝といったようなことをやっておるというのが、一つの零細な沿岸漁家の形であると思ひます。それ

れから動力船を持ち、ややトン数も大きなものを持つておられます沿岸漁業者におきましては、それはおおむねその家族労働を主とする沿岸の小釣りなり、あるいは網漁業をやっておるという形であり、これがやや大きく、十トンないし二十トンぐらいの船になつて参りますと、それに数名の漁夫を雇い入れて経営をしておるといううのが、大体、今、沿岸におきま

す漁家の三つの種類に分けると思ふのでありますが、そういう漁船の面から見ました形、それから労働力をどういうふうにしてまかなつておるかというふうな状態につきましては、私どもの方も統計調査部等を通じて、時々調査をいたし、そういったものに基きまして、沿岸漁業というもののについて今後どういうふうにあらねばならないかということを内部的にも議論をいたし、また調査会にも、そういうことを一つの現状として把握をして、今後の御議論を展開していただくといううことにお願ひをいたしておるわけであり、そこで一つの問題といたしましては、ただいまの漁業法におきましても、漁家というもののについての定義と申しますか、といったものがあり、それから漁業組合の組合員の資格等もそれに準じて、年間三十日ないし九十日以上漁業に従事する者といふものを組合員の資格にいたしておるものでありますが、そういう点について、それをさらに引き上げる必要がある、どういふふうな考えをいくかといううような点も議論をせられておるわけであり、十分であるかどうかは存じませんが、ともかく、そういう点面につきましても十分目を向けて努力

をしていただきたいというのが私どもの希望でもございますし、また委員の方々もそういう観点からの御議論を展開していただいておるというふうな心得をしておるわけであり、

○小笠原三男君 お願いは、日の当る業態にある漁業家といわれる者にだけ目を向けることでなくて、そういう俗称、非常に悪い言葉ですが、零細漁民といわれる、旧来の漁業形態の中で、先ほど御説明のありましたように、いろいろな業態に変わつていかにするを得ない、そういうような下層漁業者のために真剣な討議をせられて施策をのめられるようにお願いしたい。それは、磯ものの繁殖を願うために、投石を言つた、国家予算全体の各国民階層に配分する予算の問題からいふたら微々たるものです。まことに不当です。一般に漁業者がそれ自身に対する政府の施策というものはどういふことがいいという決定的な対策を編み出せない悩みがあることが大きな原因でいうけれども、決定的な手を打つということがない。ですから、こういう調査会等があつて討議せられる際に十分な御検討を経て、いい成案があつたら国会にもどんどん出して、われわれにも協力でき得る機会を与えてもらいたい、そういう点をお願いしておきます。

○清澤俊英君 ちよつと、今の小笠原さんの問題の具体的なものになります。水揚げの適用外にできます。この市場関係におきましては、地方市場としては水産が一大大きいかと思うのであります。これはすべて適用外であ

り、私設市場という形をとっていると、今、中央御売市場法から見れば、そこで、そういうものを作り出す際に建物、敷地、一応水揚げの海岸の築港というふうなことで相当金がかかります。その市場を作るために、ある地区の漁業協同組合が五つなり六つなり寄りまして一つの市場を作り出す場合に、力のある者が金を出していき、力のない弱小組合員は金がない、こういう問題が出てくる。非常に阻害をされて、場合によりまして仲間に合わないといううなことで紛糾しているものも見受けられるが、こういうものに対して、農林省としてはどういふ指導と——これから

こういうものが発達してくるのだからと思ひますが、指導と、その実質を備えさせるために努力しておられるかどうかということですが、この問題が一つ、

それから協同組合が前の専用漁業が解かれて共同漁業になります際に、一応専用漁業者から国が代償を払つてこれを買い上げられた。それで新しく漁業協同組合が漁業権をとりまして、協同組合の漁区並びに定置網等の漁業権の管理と同時に、漁業協同組合に投資をしていく、こういう場合に、まず出て参りますのは、その定置網なら定置網を入れるために多額の資本が要るために、まあ漁業協同組合の資産の投資の大部分を、一、二の人が半分ぐらゐ持つてしまふ。その上なお金も足らぬというので別の漁業組合のようなものを作つて、それが別の形でその漁業協同組合へ組合として参加していく。こうしてやりました際に、参加の形で一つ契約を行う。そういうために、た

とせば一カ年一億円の漁獲高があるとすると、そうすると特別の漁業協同組合を作つて、漁業協同組合との間に結ばれた契約は水揚げの三割を特別の組合が持つていく、こういう契約がある。それからあとへ残りました者に、大体組合の株券を半分持つていく、こうなります。そうしますと、一億円のうちの約三千万円は、これは経費は負担しなければなりません、それを抜きにして計算しますと、三千万円は特殊組合として一応持つていく。

利益として少数の人が持つていく。同時に、その人が漁業協同組合へ五割の投資をしておられますから、従つて、利益のあとの七千万円の半分三千五百万円を持つていく。そうすると少数の人が約六割五分、一億円の利益の大体六割五分を持つていく。あとの有象無象が約三割五分を分ける。こういう形のもので出ているのです。こういうやり方が果していいのか悪いのか、これは非常に重要な問題だと思ひますが、農林省はこういう問題に対してどうお考えになつておられるのですか。現実にあるのです。

○説明員(武田誠三君) 先ほどの市場の問題でございますが、私どもとしては、漁業協同組合の共同販売所として、これの拡充をできるだけ指導をしていくわけであり、これに、共同販売所の形といたしましてのものについては、梱包物資その他の面での援助をして参つていくといううな形であり、先ほどのお話の点につきましても、具体的な点にお話を別途伺いますれば、個別の問題としてどういふうな点であるか、まあ考えさせていただきますと思ひますが、一般

的には漁業協同組合のやります共同販売所の拡充という線につきましては、私もいたしましては、奨励の立場に立っているわけであります。

それから定置漁業権の経営参加並びにその利益配分といったような問題にからんで、定置漁業の経営というものをどういうふうに関係で考へるかという問題であると思ふのです。私も、私どもとしては、定置漁業権については、できるだけ組合自営といったような方法ないし当該地元におきま

漁家の経営参加ということを中心に実地は方向としては考へていくわけであり。ただ、現実の問題といたしましては、お話のごとく、定置漁業を営むには経営技術の問題等々がございまして、一足飛びにそこまで行きかねる場合が多々あると思ふのであります。漸次そういう面におきまします組合なり、あるいは水産組合といったようなもの

の指導権を確立をしていくというような方向で着実に定置漁業につきまします組合自営という方向を進めて参りたいと思ふのであります。同時に、定置漁業につきましては、御承知のように漁、不漁がともかく魚の動きを待つわけでありまして、相当激しい波があり、一般の漁船をもつて行きます漁

撈漁業との間にはさらに差があるわけでありまして。そういった意味合いからのリスクというものをどういうふうにか考へていくか、制度的にもどうカバーしていくかということが一つの問題に相なるわけであらうと思ふのであります。これらの点につきましては、先ほども千田先生からお話ございましたやうな、漁業共済の制度というやうな

ものをどう今後裏打ちをしていくかという問題とからむと思ふのであります。が、しかし、定置漁業というものを、現在の私どもとしての考へ方としては、やはり地元の組合なり、地元漁民の一つの権利として、その完全な自営に参加していくという方向へ進めて参りたいというのが私どもの現在の立場でございます。

〇清澤俊英君 そうすると、今農林省の考へている形と、今私が例に出しました定置網を中心にした漁業協同組合の形とは、全く相反している、こう思ふのですがね。こういうものを現実において改正するには、どういう方法をとったらいのか。

〇説明員(武田誠三君) 現在の定置漁業権の免許の方針は、確かに組合優先ということでございますが、過去におきまします当該漁業権ないしそのほかの定置漁業権につきまします経営の実績、経験があるかないかというやうな問題、それから漁業権を運営していくだけの能力があるかどうかというやうな問題等々、いろいろ条件をもとにいたしまして、県の漁業調査委員会にお

きまします漁場計画に基いて、その漁業権の設定についての申請をし、それに基いて調整委員会でも審査をし、さらに知事が免許を与えるというやうな形になっておりますので、すべてがすべて漁業協同組合に免許が行われておるものでは必ずしもございせん。しかし、考へ方といたしましては、組合というものに権利を与えられ、それがみ

ずから行なっていくというのを一つの方法として打ち出しておるわけでございます。従いまして、現実の個々の定置漁業権の免許のあり方ないし経営

の現状におきましては、お話のごとく、そこまでほど遠い状態になっておるものがあることはやむを得ない段階ではないかというやうに考へております。

〇清澤俊英君 私の言うのは、漁業協同組合は経営の主体を持つておるやうな形になっていくが、内容は一、二人の人が全部掌握して、利益の六割五分を持つていく。これは二、三人です。よ。こういうことを放置しておいていいのかということ。

〇説明員(武田誠三君) 放置しておいていいのかという単刀直入のお話でございますが、これは当該漁業権の権利行使の内容につきまします、具体的によく私どもの方としても調べてみて、まさに免許の内容と背馳をしておるとい

うやうなことがございませうれば、これについては当然考へざるを得ないと思ひますが、そういった、何と申しますか、条件その他、もし具体的に個々の漁業権というお話があれば、それについて私どもの方で、県当局なり何なりにも十分調査をさしてみたいと思ひま

す。

〇清澤俊英君 わしの言うておるのは、個々の漁業権じゃないんです。漁業協同組合という、一つの管理主体と作業主体というんですか、この二つをもつて漁業協同組合をやっているが、その内容において、株券を半分持つておる、あるいはそれを運用するために別の投資組合のやうなものを作つて、そしてそれが漁業協同組合の中に入つておつて、それらの利益配分になると、二、三人の人が、大体組合の総利益の六割五分を持つていく、大部分の人はあとの三割五分しか分けられない、

こういう実態になっておるが、そういうあり方がいいのか悪いのかということを言っているのです。表はさらに問題はあります。問題はあります。が、内質においてそういう形がとられておる。これはひとり私が今伺ひしておる具体的な場所だけでなく、そういう傾向は、非常に紛争を起していることが方々にあるのではないかと思ひます。漁業協同組合の経営とか、あるいは町村の経営とかというやうな形で、実際は出ておりますが、内質において、ほとんどそうでない。別な、今言

うたやうな利益の大部分を持つていく内質を備えたものが方々にある。そこで、漁業協同組合を脱退して、旧漁権のある海区の部分でも分けてもらつて、そこで自分たちだけの定置網を少数な漁民で作つていきたいという要求がたふさん出ている。そういうものが私は東海方面にたくさん出ていると思ひます。そういう商業行為の進んだところほどそういう問題が多く出ているが、そういう問題を、この漁業制度調査会等でそういう問題をどの項で一つ研究してやられるのか、研究の対象になつていくのかないのかというやうなことを、農林省はそういうやり方

に対して、どういうふうな考へを基本的に持つておられるか。私は全く不合理だと思ふんだ。共同漁業権を与えたことは何ら価値がない。同じことなんです。それは、こうわれわれは考へざるを得ないが、どうなのかということ。

〇説明員(武田誠三君) 今のお話でございますが、農林省としては、そういう形が好ましいとは考へておりません。ただ、一つの経過的な問題として

そういうことが起ることもまたやむを得ない場合もあると思ふわけでございますが、こういった問題につきましては、どこで議論しておるかというお話ですが、調査会の議題といたしましては、漁業権制度の問題といたしまして、定置漁業権が当然問題になっておるわけでありまして。定置漁業権というものについての免許のいたし方なり、あるいはこれらにつきまします、現在貸貸その他の行為を禁止されておるわけでありまして。そういったものがあまりいかというやうな御意見もありません。むしろ実態に合せた方がいんじやないか、賃貸できるといふやうな方向を考へたいいじやないかというやうな御議論もございませうし、あるいは組合自営という方に、現在考へておりますように持つていった方がいんじやないかという議論もございませうし、いろいろ議論が出ておりますが、まだ結論的なところまではいつておりません。そういうやうな状況でございます。

〇清澤俊英君 この場合ですね、旧占有漁業権が協同組合という形に変わつて、そして経営せられていくだけであつて、私は共同漁業権が成立するときは、一つの協同組合区域というものを中心にして、均分にその利益が分けられて、漁権の民主化、こういうものが考へられるんじゃないかと思ふんです。ところが、少し大きな区域における、ことに最近では町村合併等が行われて、相当大きな町村単位の中に幾つかの漁業協同組合を含んでいる。こうなつた場合に、旧占有的な漁業権を持つていたその海区だけが漁業協同組合として、何か独占的な、やはり同じ

そういうことが起ることもまたやむを得ない場合もあると思ふわけでございますが、こういった問題につきましては、どこで議論しておるかというお話ですが、調査会の議題といたしましては、漁業権制度の問題といたしまして、定置漁業権が当然問題になっておるわけでありまして。定置漁業権というものについての免許のいたし方なり、あるいはこれらにつきまします、現在貸貸その他の行為を禁止されておるわけでありまして。そういったものがあまりいかというやうな御意見もありません。むしろ実態に合せた方がいんじやないか、賃貸できるといふやうな方向を考へたいいじやないかというやうな御議論もございませうし、あるいは組合自営という方に、現在考へておりますように持つていった方がいんじやないかという議論もございませうし、いろいろ議論が出ておりますが、まだ結論的なところまではいつておりません。そういうやうな状況でございます。

〇清澤俊英君 この場合ですね、旧占有漁業権が協同組合という形に変わつて、そして経営せられていくだけであつて、私は共同漁業権が成立するときは、一つの協同組合区域というものを中心にして、均分にその利益が分けられて、漁権の民主化、こういうものが考へられるんじゃないかと思ふんです。ところが、少し大きな区域における、ことに最近では町村合併等が行われて、相当大きな町村単位の中に幾つかの漁業協同組合を含んでいる。こうなつた場合に、旧占有的な漁業権を持つていたその海区だけが漁業協同組合として、何か独占的な、やはり同じ

そういうことが起ることもまたやむを得ない場合もあると思ふわけでございますが、こういった問題につきましては、どこで議論しておるかというお話ですが、調査会の議題といたしましては、漁業権制度の問題といたしまして、定置漁業権が当然問題になっておるわけでありまして。定置漁業権というものについての免許のいたし方なり、あるいはこれらにつきまします、現在貸貸その他の行為を禁止されておるわけでありまして。そういったものがあまりいかというやうな御意見もありません。むしろ実態に合せた方がいんじやないか、賃貸できるといふやうな方向を考へたいいじやないかというやうな御議論もございませうし、あるいは組合自営という方に、現在考へておりますように持つていった方がいんじやないかという議論もございませうし、いろいろ議論が出ておりますが、まだ結論的なところまではいつておりません。そういうやうな状況でございます。

題だろうと思う。協同組合というものを中心にして漁民の生産、漁民の生活、そういうものを考えなければならぬ。こういう考え方から見ると、漁業制度それから水産業協同組合法というものは非常に間違つた形によつて進んでいって、そうしてその形でもって伸びるものが伸びないであるのじゃないか。こういう面があるからそれを直していかなければならない。それはやはり協同組合の本質から考えていって進めていかなければならぬ問題じゃないか、そういう考え方に立てば、今の漁業金融なんかの制度は非常に間違つた形で行われておる。そういうものを正していかなければならぬ。そういう点なんです。

○説明員(武田誠三君) ただいまのお話の点は、漁業組合の自営問題からむと思ひます。現在の規定上、漁業協同組合連合会の自営を特に制限しておるわけではございませんが、現実の当該漁業についてのリスクなり、あるいは経験というふうなもの、また連合会の力自身もきわめて強いということもまだ育っておりません。現状から、なかなかそこまでは現実には行われてない。先々の形として調査会におきまして漁業自営の問題として議論は、二行われております。今後この点につきましてはまたさらに掘り下げられるものというふうに考えております。

○清澤俊英君 魚価の問題をさつき出されたが、これはよほどの調査会で掘り下げてもらいたい。ということことは、最近相当の資本を投じた場合は大衆魚というのですか、そういうようなものが非常な水揚げが行われる、そう

いうものが塩干魚等の形で市場へ流れおる、それは非常に安い。ところが、沿岸漁民の作る魚は大体、時にありますとイワシとかそういうようなもののいわゆる大衆魚といわれるものの時期的な豊漁ということはあるけれども、そうでない場合は大体平均してとられておる。これは昔は、そういう塩干魚冷凍等の非常に加工物の進歩しなかつた時分には、鮮度をもつて相

当な価格で売られておつたと思う。それが鮮度を無視して、他から安い冷凍塩干魚等が入ってくるために近海ものが価格で押されて魚価が非常に下つておる、こういう面が見られるけれども、これが第一番の沿岸漁民の弱つていく最大原因になつていけるのではないかと。こういうことを考えられるのですけれども、それと同じようなものが、大きな中央市場を中心にしてやはりもう一種の独占資本的な動きによつて塩干魚等が価格の何となくですか、価格がもう通常きまつて、ほとんど利益というものが伸びないその他にきまりまして、今問題になつておることは漁政部長よく御存じだと思ふ。そういう結果が問題になつて、塩干魚に対する価格の問題に対して中央市場の仲買人その他が問題にしておることは御承知の通りであると思ふ。ああいう形でぐんぐんと押してきまして、沿岸漁民を経営的に非常に困難に陥れている面が多いのじゃないかと思ふ、こういう問題に対して一つ徹底の方策を考えていただくことは非常に重要だと思ひますので、この流通問題というものはこれからまだ出るかもしれないが、今の段階においては討論の対象にならない

でおるから、これは農林省があらためて出してでもやはりそれを中心にした問題が出て参りますれば、今、東君が言われるような点までのものが、考えられるものが出てくるのじゃないかと思ふ。私はそういう点に非常に大きな穴があるのではないかと思ふ。そういう点をお考えになつておるか。

○説明員(武田誠三君) この漁業制度調査会におきましてたゞいまお話の価格問題、魚価算定方式といひますか、並びに流通機構の問題等からいひますと、この調査会でやるのかどうか、そういうお話でございますが、私としては今の流通機構の問題につきましては、市場に關します調査会の方で取り上げていただくというふうに考えておりまして、協同組合の系統強化の問題、系統事業をどう持つていくかというふうな問題、あるいは経営安定といったような面から見た価格問題、あるいは流通問題という意味合いでの取り上げ方をお願いをしておるということでございます。

○委員長(秋山俊一郎君) この問題は、この程度にいたしまして、この調査会の進行につきまして、また時々当局の御報告をいただくことにいたしまして、本日は、この程度にいたしまして散会いたします。

午後零時五十九分散会

二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案

小かん加糖れん乳等の製造の用に

供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案
小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律

1 政府は、当分の間、食糧管理特別会計において買い入れたてん菜糖を、小かん加糖れん乳又は小かん加糖粉乳の製造の用に供するため、これらの製造を業とする者に対し、政令で定めるところにより、時価よりも低い価格で売り渡すことができる。

2 前項において「小かん加糖れん乳」とは、砂糖を原料として加えて製造したれん乳でその成分が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第七条第一項の規定により定められた成分についての規格に適合するものを六百グラム以下の収容重量のかんにかん詰にしたものをいい、「小かん加糖粉乳」とは、砂糖を原料として加えて製造した粉乳でその成分が同項の規定により定められた成分についての規格に適合するものを千四百グラム以下の収容重量のかんにかん詰にしたものをいう。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

昭和三十四年二月十四日印刷

昭和三十四年二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局